

「死」の問題——定子の場合

篠原義彦

一条天皇皇后定子は、長保二年（一〇〇〇）十二月十五日に媄子内親王を産んだ。内親王は、定子にとつては、脩子内親王（五才）、敦康親王（二才）について、第三子であった。定子側近の人々にとって、内親王であったのは多少残念ではあるが、とにかく出産をよろこび、今は後産のことが気がかりであった。例によつて、祈禱の僧たちの額づきや誦経の料を運ぶ使の出立の喧噪のなかで、徒に時は過ぎゆくが、定子は湯さえ召し上がらず、産褥に伺候した人々の束の間の安堵と虚脱の気配に抗して、兄伊周が御殿油を近づけて定子の顔を見た時には、既に死相が現れていた。驚愕した伊周は皇后の身体に触れてみたが、定子は冷たくなっていた。栄花物語卷七「とりべ野」は、定子の出産とそれに続く死を、簡潔な中にも緊迫した筆致で伝えており、定子のこの世における最後の証（あかし）は、

日本紀略によれば、前但馬守平生昌の居宅で行われたのであつたが²、生昌宅での出産は、このたびだけのことではなかつた。前年長保元年（九九九）八月九日の、脩子内親王を伴つての、職曹司から三条生昌邸への行啓³によれば、枕草子に詳しく述べられている。この年の六月十四日修理職より出た火のため内裏は焼亡し、敦康親王誕生（十一月七日）を前にしての行啓であつたが、既に定子を先陣とする中関白家には昔日の面影はなく、配流の地から召還された伊周・隆家は、道長の恩寵によつて辛うじて命存える人であり、敦康親王生誕の直前には、道長息女彰子が入内している。旭日の栄光の前で、失意凋落の人は、身を細くして耐えねばならぬのか、道長方に通じていた平生昌の、皇后定子に対する極めて「賢明」な身の処し方に、清少納言がどのように憤慨しようとも、「家のほど、身の程にあはせて待るなり」という、生昌の痛烈な皮肉がかえつてくるだけであり、事実、当時散位であった生昌が、何の結

果も招来しないのに、「北の門」まで改造するはずもなかつた。このようないべもない対応は、生昌のみにとどまらず、政権を周縁する人々の大の方の態度でもあつた。すなわち、定子の生昌邸行啓の八月九日、左大臣道長は、上達部殿上人を伴い、あえて宇治に赴いており、清少納言の詰問に対する生昌の返事は、当時の政治的感触の象徴であろう。生昌邸は、定子にとって居心地のよい居所ではなかつたが、中閨白家の昔日の光輝の残滓の中で、所詮はどうすることもできなかつた。

生昌邸での二度めの出産を前にした定子の胸中には、いかなる思ひが去来していたのか、栄花物語は、「かくて八月ばかりになれば、皇后宮にはいと物心細くおぼされて、明暮は御涙にひちて、あはれにて過させ給ふ。萩の上風萩の下露もいと御耳にとまりて過させ給にも、いと昔のみおぼされてながめさせ給ふ。」という書き出しが、皇后の生の終焉を叙してゆく。定子の想念は過ぎ去りし日々にのみ流れ、その脳裡には未来はない。安産祈禱の用意も、わずかに「二壇ばかり」で、悲秋はひとり自然の景のみではなかつた。誦経の僧も「さべき所」を欠かさず勤め、代役程度の僧によってとり行われる有様であり、臨月に入った定子は、「思ほし紛るゝ事なくて、はかなく御手習などにせさせ給つても、あはれなることゞものみ書き付けさせ給。」という日々を重ねつつ、ついに十二月十五日の娘子出産の日を迎えるのであつた。

二十四才で産褥の中に身まかた定子は、御帳台の帷の紐に結び

付けた「遺書」を残していた。「この度は限のたびぞ」と自らの死を予知し、「其の後すべきやう」を書き、三首の歌があつた。

（A） よもすがら契し事を忘れずは

恋ひん涙の色ぞゆかしき（A）
（B） 知る人もなき別れ路に今はとて
心細くも急ぎたつかな（B）

煙とも雲ともならぬ身なりとも
草葉の露をそれと眺めよ（C）

Aは、言うまでもなく、一条天皇に対する詠歌であり、Bは、死出の旅路に「急ぎたつ」わが身の孤寥を詠んでおり、最後のCは、後に残る近親者、すなわち、伊周、隆家らに対する歌である。定子はわが死期を持ち望んでいたのではなかつたのか。「この度は限のたびぞ。」と書き、「急ぎたつかな」と詠んだ定子は、死によつて安らぎをえたかったのではなかつたか。定子の死を具体的に描いた唯一の資料である栄花物語によつて、その生の最後の軌跡を追尋する時、定子のうえに未来がなかつたことがよく理解される。

定子の遺詠（C）を見て、「この御言のやうにては、例の作法ではあらでとおぼしめしけるなめり」と思った伊周は、定子の遺志を推し量り、死後のこと執り行うことになる。「とりべの」の南方二丁ばかりへだたつところに、「靈屋といふものを造りて、築土などつきて、こゝにおはしません」と準備をし、葬送の夜は、遺体を黄金作りの糸毛の車で運んだ。折しも、雪があたりを埋め尽く

していた。

ところで、この埋葬の日は、日本紀略によれば、十二月二十七日の条に、「今日。奉葬皇后宮。」とあり、十六日崩御、十一日後の二十七日埋葬ということになる。この十一日間の定子の遺体のありかについては、松村博司氏も「權記」及び「栄華物語詳解」に注目しておられるが、それらを総合すると、十二月十六日崩御^(イ)→二十三日六波羅密寺安置^(ロ)→二十七日埋葬といふ順序になる、そして、

栄花物語における、「とりべの」の靈屋への移送は、当然^(ロ)の間に入るべきであろうし、また、平生昌のかつての態度から考えても、

亡骸を数日間自邸に留め置くことを承知するはずもなく、(イ)の間に、若しかすると、遺体の某所への移送があつたかも知れない。平生昌ならやりかねないことである。三条の平生昌朝臣邸から某所へ、そして、六波羅密寺へ移り、鳥辺野の靈屋へと移され、十二月二十七日の雪の激しく降る夜を迎えたのであつた。さよえる亡骸であつた――。

定子の死後の様子は大略見当がついたが、先述の歌について、もう少し考えてみなければならない。三首の歌列挙の直前には、「内わたりの御覽じ聞しめすやうなどとやおぼしけるにやとぞ見ゆる。」という作者の解説があるが、この解説が直接関係を持つてゐるのは、Aの歌であろう。そして、このAの歌に怨嗟の情を見るのは、筆者の思いすゞしであろうか。Bは、いわばわが身に詠みかけたもの、Cは、当時の貴顕の人々の通例であった「火葬」を拒んだ歌である。

そして、後拾遺和歌集卷十哀傷には、ABの歌のみあって、Cはない。「一条院の御時皇后宮かくれ給ひて後御帳のかたびらの紐にむすびつけられたるふみを見つけたれば内にも御覽せさせよとおぼしがほに歌三つかきつけられたりけるなかに」という詞書とともに、A B二つの歌はあるが、なぜかCの歌はない。また、続古今和歌集卷十六哀傷歌の部には、「なやみ給ひける頃まくらの包紙に書きつけられける。一条院皇后宮」とあって、

なき床に枕とまらば誰か見て
積らむ塵を打ちもはらはむ (D)

という歌がある。¹¹死後に心を遺した歌であり、Aの歌と同じく怨嗟の感を禁じえない。ところで、松村博司氏が「全注釈」において紹介しておられるが、富岡本系では、「このたひはかきりのたひそゝのゝち」の次に、

又御まくらに御てならひせさせさせ給へりける
なきとこにまくらとまらばたれかみて
つもらんちりをうちもはらはん

すべきやうなどかゝせ給へり

という形になつてゐるようであり、後人の補入位置の誤りから脈絡の統かない状態になつたとされ、「皇后は、御遺言と三首の和歌をささび書きされた文を御帳の紐に結び付けて残された上、さらに『御枕』にも『なき床に』の和歌を書かれてこれを残されたのであつた。」と断定されている。

定子の遺詠は、少なくとも四首はあった。それらは、A B C D の歌であり、A B C の三首の歌は、御帳台の帷の紐に結び付けられていたものであり、D は「まくらの包紙」に書かれていた。そして、A B C の歌がそれぞれ「又」という語を介在しつつ列挙されていることから考えて、A B C は別の紙に書かれていたのではないか。すなわち、遺言があり、そのうえ、それぞれ別紙に書いた A B C 三首の歌があり、しかも D が枕の包紙に書かれていたのではないか——。周到な死の準備である。

栄花物語は、これらの遺詠のうち、A B C を採り、D を切り捨てているが、この形が栄花本来のものであろう。D の歌は、「かかや

く藤壺」である彰子の重荷となるはずの歌である。栄光の彰子を呪縛するかのごとき歌は切り捨てられるべきであった。そして、富岡

本系においては、定子崩御の際の本来の形態にしようとした後人が插入ミスをおかしたのではないか。後人にとっては、彰子呪縛の歌について忖度すべき必要性は消滅していた。

また、既に触れたように、後拾遺和歌集では、AB を採り、C が欠落しているし、続古今和歌集では、D が姿を現している。続古今

の撰者にとって、彰子呪縛の問題は遠い過去のことであり、いわば「時効」になっていた。D は堂々と顔を出し、公の歌集である勅撰和歌集に採られたが、なぜか、Cだけは、勅撰和歌集から欠落している。A B C の歌をあわせ見る時、最も重要な意味を持ち、重大な要素を包含している歌は、C である。定子が生の奥津城において選

び採った世界が C の歌である。「煙とも雲ともならぬ身」を願った C の歌こそ、定子が最後に選んだ「未来」でもあった。そういう、最も重要な歌が欠落している。欠落すべき歌が欠落している。「歌三つ」ともに採せる「自由」を捨て去って、あえて「歌三つかきつけられたりけるなかに」として、平板な歌二首を載録している。——C の歌は、極めて意図的に勅撰和歌集の世界で抹消されたのであった。栄花は採り、後拾遺は勿論のこと、以後の勅撰集においても、C の歌は峻拒されているところにこそ、栄花物語と勅撰和歌集の、それぞれの内包する特質を知ることができる。

二

柿本人麿は、火葬を実見し火葬を歌にした最初の歌人ではなかつたか——。万葉集卷三は、人麿が詠んた火葬の歌を載せている。

土形娘子を泊瀬山に火葬る時、柿本朝臣人麿の作る歌一首

隠口の泊瀬の山の山の際に

いさよふ雲は妹にかもあらん

溺れ死にし出雲娘子を吉野に火葬る時、柿本朝臣人麿の作る歌

二首（一首省略）

山の際ゆ出雲の児らは霧なれや

吉野の山の嶺にたなびく¹²

前者四二八番の歌は、土形娘子を泊瀬山で火葬にした時の歌であり、

後者四二九番は、溺死した出雲娘子の火葬りの歌であるが、ともに「娘子」の火葬りを詠んでいる点が注目されるし、瞬時に消え去つた「火葬り」への驚愕が歌の底辺を支えている。その点で、平安時代に入つて、大きく花開いた「はかなし」の美学の、いわば源流をなす歌でもある。詳論する暇はないが、「はかなし」の美的成立にとつて、火葬という問題は重要な意味を持つてゐるのではないか。

続日本紀は、日本における火葬の始原について、興味深い話を伝えてゐる。文武天皇の四年（七〇〇）道照和尚が物化した。道照は河内国丹比郡の人で、孝徳天皇の白雉四年（六五三）、遣唐使に随行して入唐し、たまたま玄辨三藏を師とする機会を得た。玄辨は、道照を自分の僧坊に住ませ、禅定を学び東土に流傳すべく教えた。道照は師の教えに従つて禪を学んで帰朝し、元興寺の東南隅に禅院を建てて住んだ。天下の行業の徒は、道照の別院に集まり、禪を学んだ。後、道照は天下を周遊し、路傍に井を穿ち、港や渡し場には船をもうけ、橋を架けたりすること十有余年、年老いて再び別院に起居し、坐禪三昧に日を送り、「或三日一起或七日一起」という有様であったが、ある日のこと、道照の禪房から香気が洩れ出るのに気づいた弟子たちが扉を開けたところ、師は繩床に端坐したままで、既に呼吸は絶えていた。道照、時に七十二才、文武天皇の四年三月十日のことであった。そして、道照の亡骸について、続日本紀は、「弟子等奉遺教。火葬於粟原。天下火葬從此而始也。」と記し

ている。¹³ すなわち、道照は、自分が死んだ時は火葬にするよう、かねてから教示していたところであり、遺教のとおり火葬に付されたが、続日本紀はこれをもつて日本における火葬の最初であるとする。この道照の火葬に係る記録は、火葬が入唐の僧によりはじめて行われたこと、道照の師事したのが、天山南路からインドに入ったことのある玄辨であったこと、および、禅定と密接な関係を持つていた点など、極めて注目されるところであり、インド→中国→日本という、火葬渡来の図式が成立するところでもある。考古学上の成果として、六世紀から七世紀にかけての、特異な「火葬古墳」についての報告もあり、続日本紀の記述のみで、道照を日本における火葬の最初と断定することについては躊躇されるが、火葬が公的なものとして登場して来たことを示す証左として、続日本紀の記述は重要な飛鳥岡。¹⁴ 」と記している。そして、遺骨は、同じ二十六日、天武天皇の御陵大内山に合葬された。道照の死後三年のことであった。また、養老七年（七二三）七月六日卒去した「從四位下勲五等太朝臣安萬侶¹⁵」も火葬に付されていた。安萬侶の死の二年前の養老五年（七二一）十二月七日には、元明天皇が崩御されたが、天皇は死を前にして、右大臣長屋王と參議藤原房前に詔して、生ある万物にとって死は免れないのが「天地之理」であり、厚葬は民の業を損うものであるとし、自分の死後は、大和國添上郡藏宝山雍良峯にかま

を造り火葬にし、「莫改他處。」と命じている。¹⁷ 天皇自ら範を垂れようという遺詔であったのか。火葬は「喪葬令」とともに律令国家の「葬制」の基幹となつた。

道照の火葬に先立つこと、およそ半世紀、孝徳天皇の大化二年（六四六）三月二十二日に、いわゆる薄葬の詔が発せられている。孝徳紀によれば、厚葬が民の貧窮の因であることを指摘し、古墳造営に対する制限を加え、墳丘、石室の築造並びに役夫、葬具の使用については、冠位の高下により「別」あることを規定し、庶民の死については「埋収於地」とし、また、王から庶民に至るまで殯を造ることを禁止し、殉死・殉葬を禁じ、副葬品として宝物を墓に収めることを戒め、死者のために、髪を断り、股を刺して「シノビゴト」をするがごとき「旧俗」を改めるよう命じている。そして、この薄葬の詔は、「縱有違詔、犯所禁者、必罪其族。」という罰則規定を伴うものであつた。¹⁸

大化二年の薄葬令は、いわゆる大化革新の直後になされたものであり、大和朝廷の国家体制確立のための施策として重要な意味を持つものであり、その精神は、八世紀初頭の火葬の公的な開始と緊密につながっていることは、既に見てきたところである。それとともに、他界観という問題に対しても極めて重要な影響を与える禁令であつた。

また、遺骸を路傍や山野にそのまま放置するような風習のあつたことは、推古天皇二十一年（六一三）十二月、聖德太子の大和国

片岡遊行の際の歌や、万葉集卷三にある、同じ聖德太子の「竜田山

の死れる人を見て悲傷びて作りまし御歌」、すなわち、「家にあらば妹が手まかむ草枕旅に臥せるこの旅人あはれ」などによってもうかがい知ることができる。薄葬の詔は、この点についても、畿内から諸国に至るまで、遺骸は「一所」に定めて収め埋めるよう命じ、「処々」に散し埋めることのないよう戒めているが、この命がにわかには徹底しなかつたことは、人麿が香具山の屍を見て詠んだ「草枕旅の宿に誰が夫か国忘れたる家待たまく」により推察される。

行路死人の死体遺棄や放置、隨意隨所の埋葬の弊が改まらず、和銅五年（七一二）には、諸国の役民が帰郷の際、携帯食糧がなくなり道中で飢える事例が少くないが、国司はよく撫養し、もし死者が出た時は埋葬し、かつその姓名を記録し、本国に報告すべき旨の詔が出されている。²³ また、養老喪葬令においても、「凡皇都及道路側近。並不得葬埋。」と規定している。大和朝廷は、「葬制」の面においても、旧俗を廃し、新しい秩序のもとに人民を馴致すべく、詔を発し、令を整え、天皇自らが実行しつつあった。それらの中でも、大化二年の薄葬の詔と道照の火葬は、画期的なできごとであつた。古墳によって象徴されていた上古の他界観は終焉期を迎えることになつた。

三

記紀には、伊邪那岐命の黄泉國訪問の話がある。古事記によれば、

伊邪那美命は、火の神を産んだため、美蕃土が焼かれ、そのため「神避り坐し」た。男神は女神の枕方にはらばい、足方にはらばつて泣き悲しんだが、ついに出雲国と伯伎国との境にある比婆山に葬った。女神を「相見む」と思う伊邪那岐命は、黄泉国を訪れ、還るよう懇願する。「黄泉戸喫」をしたため帰れない女神は、男神の意志を思つて黄泉神に相談すべく、「莫視我」と告げて「殿の内」に入った。伊邪那美的帰りを待ちかねた男神は、湯津津間櫛の歯を折り、火をともして、女神のあとを追つた。そこには「宇士多加礼許呂呂岐」、八柱の雷神の化生した凄惨酸鼻な伊邪那美命の姿があつた。交り果てた姿を見られた怒りのため、執拗に追い来る女神に対して、男神が絶妻の誓をした「黄泉比良坂」は、出雲国の伊賦夜坂であるとされている。この伊邪那岐命の黄泉国訪問には、明らかに横穴式石室のイメージが投影している。森浩一氏は、「この黄泉国訪問の神話の舞台は横穴式石室であろう。すると、横穴式石室を築くことは、死者のために黄泉国をこしらえることでもあつた。女神がすでに黄泉戸喫をしたためであろうか、横穴式石室にはかまどやこしきなどの炊事用の道具、あるいはその模型を入れていることがある。死者は黄泉国でもなお生前と同じように人間的な生活をつづけていると古代人は考えたのである。私が下御倉古墳の暗黒のなかを這うようにして奥へ奥へとすすんで行つたように、男神は手さぐりで暗黒の羨道をとおつて玄室にたどりついたのであつた。そこにはまったく光がなかつた。だから、櫛の歯に火をともした。当時の櫛は竹櫛で

あるから、マツチの軸のようによく燃えるのである。そうして暗黒のなかに、一瞬照らしだされたものは、蛆のたかつた腐りつつある屍であった。」と述べておられる。²⁵ 「莫視我」は死体冒瀆の禁忌でもあつたのか。

倭建命は、熊曾建・出雲建平定の後、父景行天皇の命により、東國平定に遣わされるが、その帰途、伊勢国能煩野で死去した。命の死の知らせに后や御子たちは伊勢に下り、御陵を作つたが、倭建命は八尋白智鳥に身を変えて、天をかけり浜に向かつて飛んで行った。后たち御子たちは、白智鳥の後を追い、白智鳥は河内國の志幾に留まつた。再び志幾の地に御陵を作り、「鎮坐」せしめたが、白智鳥は、天空の彼方に飛び去つた。そして、白智鳥を追い行く后たち御子たちによって、四つの歌がうたわれ、「是四歌者、皆歌其御葬也。故、至今其歌者、歌天皇之大葬也。」²⁶ と記されている。一方、景行紀においては、能褒野陵に葬られた日本武尊は、白鳥となり、陵より倭国を目指して飛び去つた。群臣らは、「棺櫬」を開いて視たが、「屍骨」ではなく、「明衣」のみが残つていた。白鳥はその後、大和の国の琴弾原にとどまり、その地に陵を営んだが、再び飛び去つて、河内の旧市邑に至つた。旧市邑に陵を作つたものの、白鳥は遂に天高く飛び去つた。——仲哀天皇元年閏十一月 越国が貢物として白鳥四つがいを献上した。天皇の異母弟蒲見別王は、献上の使者から白鳥を奪い取つた。激怒した仲哀天皇は、兵卒を遣わし、蒲見別王を殺した。仲哀天皇の父は、日本武尊であつた。

上古の人々にとって、他界はまざまざと存在した。死という断絶を否定しようとするのか、それとも死のもたらす慟哭を雄々しく超克しようとするのか、生の世界と死の世界は連続していた。それゆえに、殉死、殉葬は行われ、石室にはかまどやこしきまで用意されたし、黄泉比良坂は、出雲国の伊賦夜坂でなければならなかつたし、日本武尊は白鳥となつて天がけつた。大宝元年（七〇一）九月、文武天皇の南紀行幸供奉の歌と推定される、憶良の「鳥翔成あり通ひつつ見らめども人こそ知らね松は知るらむ」²⁷（一四五）は齊明天皇の四年（六五八）十一月十一日紀州藤白坂で処刑された有間皇子を詠んだ歌であるが、「鳥翔成」については古来難訓とされ、諸説があるが「翼なす」とする説にはうなずけるものがある。有間皇子は、死後、あたかも鳥のように天がけつてゐるが、結び松だけがそれを知つてゐるといふのであり、ここでも鳥が他界と深くかかわっている。

万葉集卷五には、「恋男子古日歌三首長一首短二首」がある。長

歌については引用する余裕はないが、短歌は、「若ければ道行き知らじ幣は為む黄泉の使負ひて通らせ」（九〇五）及び「布施置きてわれは乞ひ禱むあざむかず直に率去きて天路知らしめ」²⁸の二首である。この「古日に恋ふる歌」は、その題詞と左注の「右一首、作者未詳。但、以裁歌之体似於山上之操、載此次焉。」といふ表現から複雑な問題が生じてゐるが、「右一首」は題詞のいかんにかかわらず、長短あわせて三首を指すと考え、「編者家持が卷五を編纂して

いる時、たまたま作者未詳の歌が目にに入った。読んでみると、どうも憶良の歌らしい。そこで憶良の作品の末尾におくことにした」とし、古日を知人の子とする見解が最も妥当な考え方ではなかろうか。九〇五は、長歌の「地つ神」に対応するものであり、一方「天つ神」に対して、九〇六で「天路」が出てくるのであり、長歌における「吾が児飛ばしつ」をうけて、九〇六において「天路知しめ」と祈つてゐるのであり、鳥となつて天がける古日を詠んだものではなければならない。「飛ばしつ」は、掌中の鳥を飛ばした時の、一種言いようのない喪失感だけにとどまらず、そこには、日本武尊の場合に見られたような、他界との連続感が存在していたのではないか。³⁰

死という断絶の拒絶、超克のためか、黄泉国が語られ、鳥は天がけつた。そして、鳥たちの飛翔する彼方には「常世」の国があるのか。天若日子の死における、「喪屋」での「日八日夜八日の歌舞」では、河雁をはじめとする鳥たちが登場するが、薄葬の詔や道照の火葬に象徴される、大和朝廷の葬制についての諸施策は、単に葬制の改革にとどまらず、他界觀の面でも大きな影を落とした。古事記に見られる、倭建命の死に係る四つの葬歌が、日本書紀に見られないことの中に、火葬の導入のもたらした影響を見る西郷信綱氏の見解にはうなずけるところがある。³¹また、本田義憲氏は、「火葬が行わされて後、殯宮（モガリ）と埋葬（ハフリ）の葬送体系は埋葬（モ）の体系に転じて行つた。殯宮は単に神聖でしかないか、神聖でない

かへ頽落し、諱儀礼・殯宮挽歌に代って墓誌や伝が盛行し始めた。

持続女帝殯宮一年、文武帝殯宮半年余、仏教叢会（中陰）制をとつて火葬し、元明女帝は殯宮を廃して火葬、古神道的タマフリ的に永遠の生氣をもたらすべき青葉の山を習合して常葉の樹を植え刻字の碑を立て、仏教方式で埋葬している。一般庶民は多く山野に遺棄・埋葬されたらしいが、時代はすでに都城や仏教寺院の建設をすすめていたのである³²。と、この間の事情を説明している。喪葬令においては、「凡墓。皆立碑。記具官姓名之墓。」と規定され、碑の建立が義務づけられ、親王及び三位以上は薨、五位以上及び皇親は卒と称し、六位以下庶人は、死と呼ぶようになった。連続の想念は漸次衰退・崩壊の一途をたどった。

四

道長の死と病状
道長の死と病状

を誇った道長も、「あさましうあらぬ人に細らせ給へる御有様」となり、続く東宮の行啓、顯官たちの病氣見舞、諸国司の、國事を放置しての参上の中でこの世の果てを眼前にする。九体の阿弥陀仏を安置した阿弥陀堂での臨終のさまを、栄花物語は、「御目には弥陀如來の相好を見奉らせ給、御耳にはかう尊き念佛をきこしめし、御心には極樂をおぼしめしやりて、御手には弥陀如來の御手の絲をひかへさせ給て、北枕に西向に臥させ給へり。」と記しているが、事実は、道長の眼には阿弥陀仏九体の像は見えなかつたようである。すなわち、寛仁三年（一〇一九）二月六日の御堂闕白記には、「心神如常、而目尚不見、一二三尺相去人顔不見、只手取物許見之、何況庭前事哉³³」という状態で、月来断つていた魚肉ではあつたが、陰陽師・医家の勧めで食べ始めている。服部敏良氏は、道長の眼病を「糖尿病に白内障の併発した症状」と推定されている。³⁴

道長は心眼に阿弥陀仏を見、耳に念佛をきき、五色の糸をしつかりと握りつつ、万寿四年十二月四日薨去した。服部氏は、道長の生と死について、「いずれにしても道長の一生は、政治的・社会的にみれば、御堂闕白として権勢並ぶものもなく、一家三後の栄を誇つてわが世の春を謳歌した恵まれた生涯であったであらう。しかし、医学的にみれば、糖尿病に侵されて身体は痩せ衰え、白内障のため視力は減退し、しかも度重なる胸病の発作に苦しめられ、最後は『よう』（原文漢字）の苦痛に呻吟してこの世を去つたのであつて、きわめてみじめな生涯であったと言わねばならぬが、もし救われたとすれば、彼が後一条天皇の行幸を迎えることになる。権謀術数をめぐらし、権勢

こうした苦しみの中に阿弥陀仏を觀想し、念佛三昧に死を待ち、弥陀の手に引かれて極楽往生をとげたことであろう。」と要約しておられる。三日後の十二月七日に葬送、場所は定子と同じく鳥辺野であり、その日も「雪いみじう降る」日であった。かねてから用意していた棺に入れられた道長の死出の旅路を見送る会葬者の列は、「十廿丁ばかり」もあつたという。念佛の僧は、「奈良・三井寺・比叡・岩藏・仁和寺・横河・法性寺、すべていひもやらず數を尽した」という有様で、天台座主院源僧正が導師を勤めた。火葬にされた遺骨は瓶に入れて、権左中弁章信が首に懸け、定基僧都とともに、藤原氏の墓所である山城国宇治郡木幡に葬った。

五

雪があたりの野山を埋め尽くして降る日、皇后定子は鳥辺野に葬られた。通例に反して土葬であった。土葬は、定子が生の果てにおいて自ら選び採つたものであった。定子は死が訪れる事を待っていた。定子にとって、死は安らぎであり、解放でもあった。この世で六道を見た定子は、生への告別の中で、土葬にされることを願つた。そういう定子の選択が、定子の胸中において、いかなる意味を持っていたかは勿論定かではない。しかし、その選択が、当時においては、異例のものであつたことは確かである。葬制史の面からも、また、他界觀の流れという点においても、定子の選択は尋常ではな

かった。定子は死後を選びとることによって、何を言い、何を残そうとしたのか。それは「怨」の一字ではなかつたか。定子は遺言と遺詠四首をあらかじめ用意していた。しかもそのうちの一首（C）は、勅撰和歌集に採録されなかつた。定子の生の終焉において、最も重大な意味を持つ歌が欠落している。死にゆく者の最も重要な伝言を勅撰和歌集という公式記録は落としてしまつてゐる。中核をなすべき歌が消え、平板無難な歌が残つた。Cの歌が消えなければならなかつた理由はCの歌自身が背負つていた。意图的に抹殺された歌、そのことの中に、定子の生と死のすべてが凝縮されている。

道長の栄華が結実する過程において、生きて地獄を見なければならなかつた定子が、生のさいはてにおいて、自らの意志を貫こうとした、その歌は、栄花物語だけが伝えて、公の歌集勅撰集は抹殺した。定子皇后は、生のみでなく、死後も鞭打たれ、じしまの中には身を横たえねばならなかつたのか。定子の心中には、道長が見たような阿弥陀仏の舞う姿はなかつた――。

注

1 「日本紀略」長保二年十二月十六日条に、「十六日己未。皇后崩給。」（国史大系第五卷 経済雑誌社）とある。

2 「日本紀略」長保二年十二月十五日条、「今日。皇后宮定子於前但馬守平生昌朝臣宅。有御産事。皇女媛子。」

- 3 「日本紀略」長保元年八月九日条、「中宮定子自職曹司移御前但馬守平生昌宅。」
- 4 「日本紀略」長保元年六月十四日条、「十四日乙丑。亥魁。從三位藤原彰子入掖庭。(年十二)。」
- 5 「日本紀略」長保元年十一月一日条、「左大臣道長第一息女内裏焼亡。件火事出自修理職也。」
- 6 「枕草子」(日本古典文学大系)
- 7 「栄花物語上」(日本古典文学大系)
- 8 「松村博司「栄花物語全注釈」」(二三九頁語釈)
- 9 「栄花物語全注釈」(二三九頁語釈)
- 10 後拾遺和歌集五三六、五三七(国歌大観)。ただし、傍線部は「二つ」となっているが、「かきつけられたりけるなかに」の文意からも明らかに誤りである。因に、日野本後拾遺和歌集(古典研究会)では、「歌三つかきつけられたりける中に」とある。
- 11 続古今和歌集一四七六(国歌大観)
- 12 「万葉集一」(日本古典文学大系)
- 13 「続日本紀前篇」(国史大系)
- 14 森浩一「古墳の発掘」(中公新書)
- 15 13に同じ。
- 16 昭和五十四年一月二十八日付毎日新聞及び、末永雅雄「太安萬侶の墓誌調査」(二月十二日付毎日新聞)

(高知医科大学講師)

- 17 13に同じ。
- 18 「律令」(日本思想大系)参照
- 19 「日本書紀下」(日本古典文学大系)19に同じ。
- 20 「万葉集一」四一五(日本古典文学大系)
- 21 「万葉集一」四二六(日本古典文学大系)
- 22 「万葉集一」四二六(日本古典文学大系)
- 23 13に同じ。
- 24 18に同じ。
- 25 13に同じ。
- 26 「古事記」(日本古典文学大系)
- 27 12に同じ。
- 28 「万葉集一」(日本古典文学全集)
- 29 「万葉集二」(日本古典文学大系)
- 30 吉永登「万葉 文学と歴史のあいだ」(創元社)
- 31 「古事記研究」(未来社)
- 32 「万葉集と死生觀・他界觀」(万葉集講座第二巻、有精堂)
- 33 「栄花物語下」(日本古典文学大系)
- 34 「御堂闕白記下」(大日本古記録)
- 35 「王朝貴族の病状診断」(吉川弘文館)